

千曲坂城消防本部からのお知らせ

3-No. 3 令和 3 年 7 月 7 日

急速充電設備に関する火災予防条例の一部改正

電気自動車等に充電するための設備は、その全出力が 20 キロワットを超え 50 キロワット以下のものを「急速充電 設備」として、千曲坂城消防組合火災予防条例第 II 条の 2 で規制していましたが、電気自動車等に搭載される電池 の大容量化に伴い、高出力の急速充電設備の普及が見込まれることから、次のとおり改正を行いました。



主な改正内容

- 全出力の上限を 50 キロワットから 200 キロワットまで拡大
- 全出力の上限を拡大したことに伴い、火災予防上必要な措置を追加
- 50 キロワットを超える急速充電設備については、消防署への届出を義務付け

届出方法

届出様式は、千曲坂城消防本部のホームページからダウンロードできます。

千曲市・坂城町に設置する場合には、設置する場所を管轄する消防署に提出してください。

なお、千曲市・坂城町以外に設置する場合には、設置する場所を管轄する消防本部にお問い 合わせください。

新たな設置基準

建築物からの距離、充電コネクターの落下防止措置、温度や制御機能等の異常を検知した 場合の自動停止措置が追加

施工日

令和3年(2021年)4月1日



問い合わせ先 千曲坂城消防本部 予防課 予防係 電話 代026-276-0119